

公開買付説明書の訂正事項分

2026年 9 月

株式会社Amsterdam1
株式会社Amsterdam2

(対象者：株式会社 J P M C)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じです。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は法第27条の9第4項の規定により作成されたものです。

本公開買付けに関し、株式会社Amsterdam1（以下「Amsterdam1」といいます。）及び株式会社Amsterdam2（以下「Amsterdam2」といい、Amsterdam1及びAmsterdam2を総称して「公開買付者ら」といいます。）が2026年8月4日付で提出した公開買付届出書（2026年8月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2026年8月4日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者らが、①2026年9月14日付で、株式会社JPMC（以下「対象者」といいます。）の株主である、光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といいます。）、UH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）及び光通信株式会社（以下「光通信㈱」といい、光通信KK、UH Partners 2及び光通信㈱を総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といいます。）並びにHIKARI TSUSHIN INVESTMENTS OKINAWA株式会社（以下「HTIO」といいます。）との間で、(i)本不応募合意株主（光通信グループ）が所有する対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（所有株式数：1,658,500株、所有割合：9.93%。以下「本不応募合意株式（光通信グループ）」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨、(ii)本公開買付けの成立後に実施予定の、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第180条に基づく対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式（光通信グループ）に関して、本株式併合に関連する議案に賛成の議決権を行使することに同意する旨、(iii)本株式併合の効力発生の直前までに、光通信KK及びUH Partners 2がHTIOに対し、本不応募合意株式（光通信グループ）の一部（1,452,100株、所有割合：8.69%）について現物分配を実施すること（以下「本現物分配」といいます。）に合意する旨、(iv)HTIOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（1,452,100株、所有割合：8.69%）を対象者が自己株式として取得することに合意する旨の契約を締結したこと、②2026年9月14日、本公開買付けにおける買付予定数を12,303,225株（所有割合：73.65%）から10,644,725株（所有割合：63.72%）、買付予定数の下限を6,707,800株（所有割合：40.16%）から5,049,300株（所有割合：30.23%）、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格を2,250円から2,270円にそれぞれ変更することを決定し、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間を2026年9月15日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年10月5日まで延長し、合計41営業日に変更することに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第4項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第8項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

法第27条の9第4項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書に記載された事項については、公開買付者らが2026年8月6日付及び同年9月15日付で関東財務局に提出した公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。

なお、公開買付届出書は、法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）（<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>）にて縦覧に供されております。

公開買付者らの氏名又は名称 株式会社Amsterdam1及び株式会社Amsterdam2
公開買付者らの住所又は所在地 (株式会社Amsterdam1)
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階
(株式会社Amsterdam2)
東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

1. 公開買付けの目的
(訂正前)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025年12月31日現在）である株式会社ムトウエンタープライズ2（所有株式数：4,401,400株、所有割合（注3）：26.35%。以下「本不応募合意株主」といいます。）との間で、公開買付不応募契約を締結し、本不応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、対象者の株主を公開買付者ら及び本不応募合意株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続の一環として、本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株式に関して、本株式併合に関連する議案に本不応募合意株主が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に、本不応募合意株主が対象者による本不応募合意株式の取得（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）に応じて本不応募合意株式の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付け価格の最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、対象者の第四位株主（2025年12月31日現在）である武藤氏（所有株式数：525,608株、所有割合：3.15%）との間で、公開買付不応募契約を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式（取締役）のうち、武藤氏に対して付与された20,243株を控除した505,365株（所有割合：3.03%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ3（以下「ムトウエンタープライズ3」といいます。）（所有株式数：87,900株、所有割合：0.53%）との間で、公開買付不応募契約を締結し、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。

（注3） 「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

(訂正後)

<前略>

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役役に就任し、かつその株式の全てを所有する対象者の第一位株主（2025年12月31日現在）である株式会社ムトウエンタープライズ2（所有株式数：4,401,400株、所有割合（注3）：26.35%。以下「本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）との間で、公開買付不応募契約を締結し、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）は、その所有する対象者株式の全て（以下「本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、対象者の株主を公開買付者ら及び本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続の一環として、本公開買付けの成立後、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本不応募合意

株式（ムトウエンタープライズ2）に関して、本株式併合に関連する議案に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が対象者による本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）の取得（以下「本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）」といい、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）」といいます。）に応じて本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）は、本自己株式取得価格（ムトウエンタープライズ2）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得（ムトウエンタープライズ2）に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額となるよう設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付けの最大化を図ることを企図するものです。

また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、対象者の第四位株主（2025年12月31日現在）である武藤氏（所有株式数：525,608株、所有割合：3.15%）との間で、公開買付応募契約を締結し、武藤氏が所有する対象者株式の全てから、本譲渡制限付株式（取締役）のうち、武藤氏に対して付与された20,243株を控除した505,365株（所有割合：3.03%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年8月3日付で、武藤氏の資産管理会社であり、武藤氏が代表取締役就任し、かつその株式の50%を所有する株式会社ムトウエンタープライズ3（以下「ムトウエンタープライズ3」といいます。）（所有株式数：87,900株、所有割合：0.53%）との間で、公開買付応募契約を締結し、ムトウエンタープライズ3が所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者らは、2026年9月14日付で、対象者の株主である、光通信KK投資事業有限責任組合（以下「光通信KK」といいます。）、UH Partners 2投資事業有限責任組合（以下「UH Partners 2」といいます。）、光通信株式会社（以下「光通信㈱」といい、光通信KK、UH Partners 2及び光通信㈱を総称して「本不応募合意株主（光通信グループ）」といいます。また、本不応募合意株主（ムトウエンタープライズ2）と本不応募合意株主（光通信グループ）を総称して「本不応募合意株主」といいます。）及びH I K A R I T S U S H I N I N V E S T M E N T S O K I N A W A株式会社（以下「HT IO」といいます。）との間で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（光通信グループ）」といいます。）を締結し、①対象者の第三位株主（2025年12月31日現在）である光通信KKが所有する対象者株式（所有株式数：1,165,200株、所有割合：6.98%）、対象者の第七位株主（2025年12月31日現在）であるUH Partners 2が所有する対象者株式（所有株式数：316,100株、所有割合：1.89%）及び光通信㈱が所有する対象者株式（所有株式数：177,200株、所有割合：1.06%）の全て（所有株式数の合計：1,658,500株、所有割合の合計：9.93%。以下「本不応募合意株式（光通信グループ）」といい、本不応募合意株式（ムトウエンタープライズ2）及び本不応募合意株式（光通信グループ）を総称して「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、②本公開買付けが成立した場合には本臨時株主総会において本株式併合に関連する各議案に賛成すること、③本公開買付けの決済開始日の翌日以降かつ本株式併合の効力発生日の前営業日前までに、光通信KK及びUH Partners 2がHT IOに対し、本不応募合意株式（光通信グループ）の一部（1,452,100株、所有割合：8.69%）について現物分配（以下「本現物分配」といいます。）を実施すること、④HT IOが本現物分配を受けた対象者株式の全て（1,452,100株、所有割合：8.69%）を対象者が自己株式として取得することを合意しております。

（注3） 「所有割合」とは、対象者が2026年5月11日に公表した「2026年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,725,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,020,975株）（なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する対象者株式（2,555株）を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。）を控除した株式数（16,704,625株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。）をいいます。

2. 公開買付けの内容

（3）買付け等の期間

① 届出当初の期間

（訂正前）

2026年8月4日（火曜日）から2026年9月15日（火曜日）まで（30営業日）

（訂正後）

2026年8月4日（火曜日）から2026年10月5日（月曜日）まで（41営業日）

(4) 買付け等の価格

(訂正前)

普通株式 1株につき 金2,250円

(訂正後)

普通株式 1株につき 金2,270円

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

買付予定数 12,303,225株

買付予定数の下限 6,707,800株

買付予定数の上限 一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(6,707,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者株式の最大数(12,303,225株)を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(16,704,625株)から、本不応募合意株式の数(4,401,400株)を控除した株式数です。

<後略>

(訂正後)

買付予定数 10,644,725株

買付予定数の下限 5,049,300株

買付予定数の上限 一株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(5,049,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者株式の最大数(10,644,725株)を記載しております。当該最大数は、本基準株式数(16,704,625株)から、本不応募合意株式の数(6,059,900株)を控除した株式数です。

<後略>

(8) 決済の開始日

(訂正前)

2026年9月25日(金曜日)

(訂正後)

2026年10月13日(火曜日)

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,707,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(6,707,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,049,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(5,049,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号に関する発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第26条第4項第4号、第5号及び第7号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<中略>

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。